

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 多様な企業団体との意思疎通を図り既成概念にとらわれず情報共有を進め、安全対策や業務改善に関する連携を強化し、より良い社会の実現に貢献します。
- 環境負荷の少ない商品・サービスや環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達を行います。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他（任意記載）

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価に当たっては年に1回労務費上昇時、取引先の適正な利益を含むよう十分に協議します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、当社は契約条件の書面による明示・交付を行います。

#### ② 支払条件

代金は可能な限り現金（振込）で支払うものとし、業務が提供された日を起算日として起算日から60日以内のできる限り短い期間内に支払期日を決めます。

#### ③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな型に基づいて取引を行い、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④ 働き方改革に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時においては、取引事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2026年5月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 長 南

代表取締役 本松 寿子

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

※登録企業一覧

<https://www.biz-partnership.jp/list.html>